

令和5(2023)年度諮問(一)第4号
令和6(2024)年度答申(一)第2号

「生活保護法に基づく生活保護変更決定処分に係る審査請求
に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

那須塩原市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和4（2022）年2月25日に審査請求人に対し行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第62条第3項の規定による保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという知事（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

本件審査請求に係る概要は、以下のとおりである。

- 1 令和〇（〇〇）年〇月〇日、審査請求人の生活保護が開始された。
- 2 令和〇（〇〇）年〇月〇日、処分庁は、審査請求人に対し、長男を審査請求人世帯から分離することを内容とする本件処分を行った。
- 3 令和〇（〇〇）年〇月〇日、審査請求人は、栃木県知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。
- 4 審査庁は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、令和5（2023）年7月13日付けで本件審査請求について栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求めるもので、その理由を要約すると以下のとおりである。

- (1) 稼働能力の活用等の処分庁からの指示を履行しなかったという理由で本件処分を受けることとなったが、長男は、幼少の頃にPTSDの診断を受けている。
- (2) 長男が障害により就労できないことはやむを得ないものであるから、処分は違法不当なものであり、取り消されるべきである。

2 審査庁

本件審査請求は、審理員意見書のとおり棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 結論

本件処分は、法令や各種通知の規定により、適法かつ適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

2 理由

(1) 本件処分に係る法令等の規定について

法に基づく生活保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する法定受託事務であり、当該事務は、法令のほか、昭和 36 年 4 月 1 日付け厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」（以下「次官通知」という。）、昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」（以下「局長通知」という。）等に基づいて行われている。これらの国からの通知は、法定受託事務の処理基準と位置付けられている。

ア 稼働能力の有無の評価に係る規定について

局長通知第 4 において、稼働能力があるか否かの評価については、「年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと」とされている。

イ 指導及び指示に係る規定について

(ア) 法第 27 条第 1 項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と規定している。

(イ) 法第 62 条第 1 項は、「被保護者は、保護の実施機関が、(中略)第 27 条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときには、これに従わなければならない。」と、同条第 3 項では「保護の実施機関は、被保護者が前 2 項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と、同条第 4 項では「保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。」と規定されている。

(ウ) 局長通知第 11 の 2 (3) において、「必要に応じて、事前に調査、検診命令等を行ない状況の把握に努めるとともに本人の能力、健康状態、世帯の事情、地域の慣行等について配慮し、指導指示が形式化することのないよう十分留意すること。」と、同通知第 11 の 2 (4) において、「文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第 62 条により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行なうこと。」とされている。

ウ 検診について

局長通知第 11 の 4 (1)において、検診命令を行うべき場合として、「保護の要否又は程度の決定にあたって稼働能力の有無につき疑いがあるとき。」とされている。

(2) 本件処分について

本件処分は、長男が処分庁の指導指示（法第 27 条第 1 項の規定による指導又は指示をいう。以下同じ。）に従わないことから、行われたものである。

以下、本件処分に係る処分庁の手續及びその判断について、違法又は不当な点はないか検討を行う。

ア 長男への指導指示について

(ア) 審査請求人からの保護申請を受け、処分庁は、初回訪問調査時に長男の病歴・職歴のほか、長男は中卒で引きこもり生活をしており、就労経験はほとんどないことを確認している。また、長男から就労できない理由として、中卒で資格がないこと及び体力がない旨の訴えがあった。しかし、病歴はなく、精神科通院もなかったため、処分庁は、令和〇(〇〇)年〇月〇日のケース検討会議において保護開始とともに長男への就労に向けた指導の実施を決定した上で、就労指導を行っている。

(イ) 処分庁は、長男が明確な理由のないまま指導に従わない状態が継続したため、就労経験がない長男の実情に鑑み、令和〇(〇〇)年〇月〇日に就労準備支援事業に参加するよう指導した。しかし、その後も処分庁の指導にもかかわらず就労準備支援事業への不参加及び求職活動未実施の状態が継続したことから、処分庁は長男に対して検診命令を行うこととし、令和〇(〇〇)年〇月〇日、電話により長男に検診命令を行うことを伝え、審査請求人は了承した。審査請求人によると長男は、小学 4 年生の頃に医療機関で PTSD と診断されたが、金銭的に余裕がなく治療はしなかったとのことであった。同年〇月〇日、長男に直接検診命令を行うことを伝え、同年〇月〇日に検診命令書を送付した。同年〇月〇日に長男が〇〇市内の精神科病院を受診し、同年〇月〇日、同病院から処分庁に対し、長男には明確な精神疾患は見当たらないが、就労経験が極端に乏しいため、職業訓練等から開始するのが望ましい旨の検診書が届いた。

(ウ) 令和〇(〇〇)年〇月〇日、処分庁は、この検診書を踏まえ、訓練の一環として就労準備支援事業に参加するよう長男に指導を行った。長男は、当初就労準備支援事業に参加するもすぐに拒否し、就労を希

望した。処分庁は、長男の希望に従いハローワークによる巡回相談への参加等就労指導を行ったが、長男はその後にも明確な理由なく指導に従わない状態が続いた。

(エ) 令和〇(〇〇)年〇月〇日、長男に架電し、稼働能力の活用、処分庁の指導へ従うこと及び指導に係る進捗報告(以下「指導指示事項」という。)について口頭による指導指示を実施し、その後も長男との面接を繰り返したが、長男の姿勢・行動に変化が見られず、就労に拒否的な姿勢にも変化はなかったことから、同年〇月〇日、長男に再度稼働能力の活用等に係る口頭による指導指示を実施した。さらに状況に進展がないことから同月〇日、処分庁は、長男に対して指導指示事項について文書による指導指示を実施した。

(オ) 一連の経過を見ると、処分庁による指導指示について不適切と認められる点は見当たらない。

イ 本件処分の妥当性について

(ア) 処分庁が令和〇(〇〇)年〇月〇日に長男に対して指導指示事項について文書による指導指示を実施した後も、長男は姿勢を改めることはなく、指導指示に従わなかった。これを受け処分庁は、令和〇(〇〇)年〇月〇日、法第62条第4項の規定による弁明の機会を付与した。長男からは指導に従わない弁明として、①脂肪肝、食後の眠気で体調が良くない、②2年前の担当者の態度が失礼だった、との理由が挙げられた。

(イ) 処分庁は、弁明内容を踏まえてケース会議を実施した。弁明内容は指導指示に従わない理由とはならないものと判断し、本件処分を実施した。令和〇(〇〇)年〇月〇日、本件処分の通知を審査請求人に手交した。

(ウ) 手続の経過を見ると、処分庁は本件処分を行うに当たり、同項の規定による弁明の機会の付与等について通知等に定める所定の手続を経ているものと言える。

(エ) また、長男の弁明内容は、指導指示事項に従うことができないことについて合理的な理由のあるものとは考えられないことから、処分庁による処分について違法と認められる点は見当たらない。

第5 審査会の判断

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分の妥当性について

(1) 指導指示について

ア 審査請求人は、審査請求書において、第3の1のとおり長男が幼少期にPTSDの診断を受けており、働くことができない旨主張している。一方で、処分庁が実施した検診命令の結果によると、検診時に長男から精神症状に関する訴えがないことや病歴や現症もないため精神疾患は見当たらないこと、条件に合致する仕事があれば就労したいことを医師に主張していることが認められる。

イ 処分庁は、指導指示を行う前に検診命令を行っており、病院からの診断書や長男のこれまでの主張を受けた上で、長男に就労阻害要因がなく稼働能力の活用がされていないと判断し、就労指導や就労準備支援事業への参加指導等を行っている。処分庁のこれらの手続は、第4の2(1)ア及びイ(ウ)の法令通知等に基づいて適切に稼働能力の判断を行っているとして認められ、また、指導指示事項は、過大な要求とは言えない。

ウ したがって、指導指示に違法又は不当な点はない。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、長男が指導指示に従わなかったことから、法第62条第4項の規定により弁明の機会を付与した後、本件処分を行っている。

イ 局長通知第1の2において、「世帯員のうちに、稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠く者があるが、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合」は、同一世帯に属していると認定されるものでも、世帯分離して差し支えない旨規定されていることからすれば、指導及び指導指示を通じて行われた再三の稼働能力の活用の求めに応じない長男を、審査請求人世帯から分離した本件処分は、不合理な内容ではない。

ウ なお、長男からの弁明として第4の2(2)イ(ア)のとおり主張があったが、いずれの主張も指導指示事項が履行できない理由として合理的なものであるとは認められない。

エ したがって、本件処分に違法又は不当な点はない。

3 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」とおり判断する。

4 附言

本件審査請求については、諮問までに1年以上要しており、諮問までの期間が長いと言わざるを得ない。審査庁においては、簡易迅速な手続により権利利益の救済を図るという行政不服審査制度の目的に則り、審査手続を迅速に行うべきであることを申し添える。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5(2023)年7月13日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和6(2024)年5月22日 (第60回審査会第3部会)	・ 事務局から概要について説明 ・ 第1回審議
令和6(2024)年6月12日 (第61回審査会第3部会)	・ 第2回審議
令和6(2024)年7月10日 (第62回審査会第3部会)	・ 第3回審議

栃木県行政不服審査会第3部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
江 田 和 宏	株式会社下野新聞社 常務取締役主筆	令和6(2024)年6月 20日まで
善 林 景 子	元栃木県県民生活部参事兼とちぎ 男女共同参画センター所長	第3部会部会長 職務代理者
中 村 祐 司	国立大学法人宇都宮大学 地域デザイン科学部教授	第3部会部会長
藤 田 明 子	弁護士	
町 田 明 久	株式会社下野新聞社 常務取締役主筆	令和6(2024)年6月 21日から

(五十音順)